



2月は

生活排水対策推進月間

川などの水の汚れの原因は、約8割がトイレや台所、お風呂、洗濯など日常生活から出る「生活排水」です。その影響は、河川流量が減少する冬季に大きくなります。「食器や鍋の汚れはふき取ってから洗う」「油、食べ残しは流さない」「洗剤は適量使う」の実践にご協力をお願いします。

また、下水道を利用できる地域では下水道への接続を、当面下水道の整備が見込まれない地域では合併処理浄化槽の設置をお願いします。

問合せ 府環境管理室事業所指導課 (☎06・6210・9585)
Fax 06・6210・9584

※生活排水対策に関する府ホームページ (https://www.pref.osaka.jp/kankyo/hozen/sei-hai/)



泉佐野市建築物等における不良な生活環境の解消に関する条例

市では、市民が居住する建築物等における物品の堆積などによる不良な状態を解消するための支援および措置に関し必要な事項を定めることにより、その状態の解消を推進し、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的として、「泉佐野市建築物等における不良な生活環境の解消に関する条例」を制定し、令和4年4月1日に施行します。

【主な内容】

- 市民が居住する敷地を含む家屋等で、物の堆積若しくは放置や樹木の繁茂などにより、「悪臭の発生」、「衛生上有害な虫等の発生」、「防災活動の妨げになるような状態」が生じ、周辺の生活環境が著しく損なわれている不良な状態は、原則として堆積物又は所有者などが自ら解消しなければなりません。
- 不良な状態が改善されない場合は立入調査などを行い、これを解消するために必要な助言または指導を行います。
- 助言または指導を行ったにもかかわらず、なお不良な状態にある場合は勧告や命令を行います。また、命令したにもかかわらず、改善されない場合は代執行の規定を設けています。

泉佐野市空き地の雑草等の除去に関する条例



市では、空き地に繁茂した雑草などによる不良な状態を解消し、清潔を保持することに関し必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境を確保することを目的として、「泉佐野市空き地の雑草等の除去に関する条例」を制定し、令和4年4月1日に施行します。

【主な内容】

- 空き地における雑草などの繁茂により、「ごみの不法投棄を誘発する状態」、「悪臭または衛生上有害な虫などの発生」、「火災または犯罪を誘発するおそれがある状態」が生じ、周辺の生

活環境が著しく損なわれている状態は、原則として所有者などが自ら解消しなければなりません。

- 不良な状態が改善されない場合は立入調査などを行い、これを解消するために必要な助言または指導を行います。
- 助言または指導を行ったにもかかわらず、なお不良な状態にある場合は勧告や命令を行います。また、命令したにもかかわらず、改善されない場合は公表することができません。また、命

令に違反した場合は、5万円以下の過料が科せられ、改善されない場合は代執行の規定を設けています。

問合せ 環境衛生課
※詳しくは問い合わせてください。



かんくうNEWS

問合せ 関西国際空港案内 (☎455-2500)
ホームページ <https://www.kansai-airport.or.jp/>

■「関西エアポート公式カレンダー 2022」

配信中!

昨年ご好評いただいた関西エアポート公式の「Kansai Airportsデジタルカレンダー」が2022年版になって帰ってきました!

空港や航空機の美しい情景に触れていただき、空に想いを馳せていただきたいという願いを込めてデザインされたカレンダーは、月替わりのバージョンに加え、2022年版は、ビジネスシーンにも便利な4ヵ月ごとの関西3空港バージョンもございますので、ぜひお手持ちのデバイスのデスクトップや壁紙に設定してお使いください。

デジタルカレンダーのダウンロードは無料ですので、ぜひチェックしてみてくださいね!

※右のQRコードからダウンロードしてください。



▲QRコード



泉佐野市土砂埋立て等の 規制に関する条例

市では、土砂埋立てなどについて必要な規制を行うことにより、土砂埋立てなどの適正化を図り、もって災害の防止および生活環境の保全に資することを目的として、「泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例」を制定し、令和2年4月1日に施行しました。

【主な内容】

- 500㎡以上3,000㎡未満で、かつ高さ1m以上である土砂埋立てなどは、原則、市の許可が必要です。(3,000㎡以上の場合、府の許可が必要)

- 許可の申請前には、市との事前協議、土地所有者の同意および住民説明会の開催が必要です。
- 災害の防止と生活環境の保全のための措置が必要です。
- 搬入する土砂の発生場所および汚染の恐れがないことの確認・報告や、排水の水質検査を行う必要があります。

- 土地所有者は、埋立てなどの施行状況を確認する必要があります。
- 条例の規定に違反した場合、罰則（最高2年以下の懲役または100万円以下の罰金）が適用されることがあります。

は100万円以下の罰金）が適用されることがあります。
問合先 環境衛生課

※詳しくは問い合わせてください。



長期保存冷蔵庫購入助成金

食品ロス削減を目的として、電圧印加式冷蔵庫など、氷点下で凍結することなく長期間に渡り食品を保管することが可能で、鮮度を保持することができ、食品保管庫を購入・設置する事業者に対して、1事業所1台あたり10万円の購入助成金を交付します。

※対象の機器が事前に環境衛生課へ確認してください。

申請・問合先 購入後1年以内に、所定の申請書と購入金額がわかる領収書などの必要書類を添付し環境衛生課へ。申請書・要綱などはホームページ (https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seikatsu/kankyo/menu/gomi/gomi_jigyou/josei_reizo_ukoh.html) からダウンロードできます。

※事業所が市税を完納しているかなどの審査があります。一度助成金の交付を受けた事業所は、5年経過しないと再度交付を受けることはできません。



市公園墓地 合葬式墓地 使用者募集

ひとつの大きなお墓に5千体までの遺骨を一緒に埋蔵する墓地で、市が管理を行います。個人で管理する必要がないことから、お墓の承継の心配がありません。満65歳以上の人は生前予約も可能です。

使用料 1体10万円

※希望者のみ、記名板使用料1枚5万円

泉佐野市公園墓地の区画墓地を使用している人が区画墓地を返還して合葬式墓地を利用する場合は、1/2の金額です。

申込資格

- ①泉佐野市に住所または本籍を有し、埋蔵する親族の遺骨を持っている人（改葬を含む）
- ②死亡当時、泉佐野市に住所または本籍を有していた親族の遺骨を埋蔵する（改葬を含む）
- ③泉佐野市に住所または本籍を有する満65歳以上で、死後に自らの遺骨を埋蔵する
- ④泉佐野市公園墓地（区画墓地）を使用している人で、区画墓地を返還して合葬式墓地を使用する

※詳しくは「使用申込のしおり」で確認してください。

申込・問合先 2月14日(月)～25日(金)（土・日曜日、祝日除く）に「泉佐野市公園墓地（合葬式墓地）使用申込のしおり」を入手し、所定の用紙に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて環境衛生課へ

※しおりは環境衛生課にあります。しおりはホームページ (https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seikatsu/kankyo/menu/bochi/bosyu_2html) からダウンロードもできます。



危険物をごみとして

出さなご

リチウムイオン電池や、中身や燃料の入ったままのスプレー缶、ボンベ、暖房器具、ポリタンクなどは処理できません。

ごみ処理場ではこれらが原因で火災や事故がたびたび発生しています。リチウムイオン電池は取扱店舗などへ、燃料などは必ず使い切った後に空缶は資源ごみ、暖房器具・ポリタンクは粗大ごみとして処分してください。

問合せ 環境衛生課



▶危険物が原因での、ごみ処理場の火災の様子

救急に関する講習会

消防組合では、左記の講習会を実施しています。

【上級救命講習（年5回）】

普通救命講習で学ぶ内容に加えて、骨折、外傷、やけどなどに対する応急手当や搬送法も学びます。講習修了者には修了証が交付されます。

【応急手当普及員講習（年2回）】

所属する事業所の従業員や地域のの人などに対して、「AEDの使い方」を含む心肺蘇生法を指導する指導者の育成のための講習です。講習修了者には認定証が交付されます。

【応急手当普及員再講習（不定期）】

応急手当普及員の認定は、資格取得から3年で失効します。応急手当普及員再講習を受講することによって、さらに3年間有効となります。再講習修了者には新しい認定証が交付されます。

いずれも

問合せ 泉州南広域消防本部警備課（☎469・0119）
音声ガイダンスが流れますので、4番「警備課」を押してください

☎460・2119

※申込方法、日程など詳しくは、消防組合ホームページ（<https://www.senshu-ninami19.jp/>）をご覧ください。救命入門コースおよび普通救命講習会についての相談・申込については泉佐野消防署（☎469・0119）へ



都市計画

生産緑地地区などを変更

昨年11月10日に泉佐野市都市計画審議会が開催され、次の議案について審議が行われ計画案のとおり承認されました。

- 南部大阪都市計画地区区画（羽倉崎駅南地区）の決定について
- 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について

告示日 令和3年11月12日

図書縦覧場所・問合せ 都市計画課（りんくうタウン駅ビル棟2階・☎447・8124）

飼犬の登録内容に

変更はありませんか？

飼犬の登録内容に左記のような変更があったときは、お知らせください。

- 飼犬が亡くなったとき
- 飼い主の住所・氏名が変更したとき
- 犬の住所が変更したとき

なお、市外へ転出・市外の飼い主に変更となったときは、鑑札を持って新しい市町村で変更手続きを行ってください。

また、市外から転入されたときは、旧所在地で交付された鑑札を持って、変更手続きをしてください。

申請・問合せ

健康推進課
※手続きには、犬、猫などの動物の同伴は、遠慮ください。（盲導犬および介助犬を除く）



コンビニ交付サービス

メンテナンスに伴う

サービスの一時停止

「ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。」

停止期間 2月17日（休）

午後5時30分～終日

停止内容

戸籍全部事項・個人事項証明書、戸籍の附票の写し

問合せ 市民課



2月7日は「北方領土の日」

北方領土返還要求運動へのご理解ご協力をお願いします。

問合せ 府 府政情報室
☎06-6944-6007
Fax06-6944-8966

▶北方領土イメージキャラクター エリカちゃん

